

宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

トラックの荷台で、鉄筋束の積み込み作業をしていたところ、クレーンで吊った鉄筋束が振れて激突され床面に墜落、そこに鉄筋束が落下した。			
発生年月	平成 28 年 6 月 8 時		
業 種	建設業	事業場規模	50～99 名
事故の型	激突され	起 因 物	荷

発生状況	<p>工場敷地内でジブクレーンを使用し、構内運搬用トラックに鉄筋束二束(約 200kg と約 600kg)の積み込み作業をしていたところ、鉄筋束が振れ、トラック荷台上で合図をしていた被災者に衝突した。</p> <p>この衝撃で被災者は荷台から床面に墜落し、さらに上方から鉄筋束(約 200kg)が落下し、腹部をはさまれた。</p> <p>被災者は肝損傷等で治療中であつたが、約 1 か月後に死亡した。</p>	<p>The diagram illustrates the accident scene. A worker is positioned on the bed of a truck. A crane is lifting a bundle of rebar (鉄筋の束) from the truck bed. The bundle is shown swinging and hitting the worker. Another bundle of rebar is shown falling from above onto the worker, indicating a secondary impact.</p>
災害防止対策	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列举したものです]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前に十分な検討を行った具体的な作業計画と安全な作業方法を定め、関係者に周知徹底する。 2. つり荷の落下・転倒範囲内は、確実に立ち入り禁止とし、玉掛け者の安全確保等作業位置などに配慮する。 3. つり荷の種類に応じた危険性を検討し、適正な玉掛け用具を選定する。 4. 予め、荷の運搬作業における危険性、立入禁止等の安全衛生教育を実施する。 	
留意事項	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 偏荷重が生じるよう状態で荷を吊り上げないこと。 2. トラックへの荷の積み込みでは、転落の危険のない場所で、介錯ロープを使うなどして、荷と作業者との接触防止措置を徹底すること。 	